

令和7年4月1日より入院時の食事療養費の**負担額**が変わります

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担額）			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様		
区分 ア	現役並 III	1食490円（1日3食1,470円）	1食 510円 （1日3食 1,530円 ）
区分 イ	現役並 II		
区分 ウ	現役並 I		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得 II	1食230円（1日3食690円）	1食 240円 （1日3食 720円 ）
区分 オ 長期該当	低所得 II 長期該当	1食180円（1日3食540円）	1食 190円 （1日3食 570円 ）
	低所得 I	1食110円（1日3食330円）	1食110円（1日3食330円）

※流動食のみを提供する場合以外となります

『入院のご案内』にあります入院食事療養費は令和7年3月までの金額です（4ページ・9ページ）

※全医療機関共通の値上げ金額となります

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます

医療法人為久会 札幌共立五輪橋病院 院長 宮西 浩嗣